

京都大学における動物実験の実施に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (総括管理) 第3条 (略) 2 <u>研究担当の理事</u> (以下「<u>担当理事</u>」という。)は、前項の業務に関し、総長を補佐する。</p> <p>(中 略) (動物実験委員会) 第5条 } (略) 2 } 3 委員会は、審議結果を<u>担当理事</u>に報告するものとする。この場合において、実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について具申することができる。</p> <p>(中 略) (動物実験の承認等) 第10条 } (略) 2・3 } 4 部局の長は、承認した実験計画を<u>担当理事</u>に報告しなければならない。 5 <u>担当理事</u>は、委員会から第5条第3項の具申を受けたときは、当該部局の長にその実験の中止等を命ずることができる。 6 (略) (中 略) (実験実施後の報告) 第12条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により使用実験動物数、計画からの変更の有無等について当該部局の長を通じ、<u>担当理事</u>に報告しなければならない。 (施設等の承認等) 第13条 } (略) 2・3 } 4 部局の長は、承認した施設等の概要等を<u>担当理事</u>に報告しなければならない。 (中 略) (施設等の廃止) 第16条 (略) 2 部局の長は、前項の届出があったときは、当該施設等の廃止について<u>担当理事</u>に報告しなければならない。 3 (略) (中 略) (記録の保存及び報告) 第19条 (略)</p>	<p>(総括管理) 第3条 (同 左) 2 <u>研究担当の理事</u> (以下「<u>担当理事</u>」という。)及び<u>研究倫理・安全推進担当の副学長</u> (以下「<u>担当副学長</u>」という。)は、前項の業務に関し、総長を補佐する。</p> <p>(動物実験委員会) 第5条 } (同 左) 2 } 3 委員会は、審議結果を<u>担当副学長</u>に報告するものとする。この場合において、実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について具申することができる。</p> <p>(動物実験の承認等) 第10条 } (同 左) 2・3 } 4 部局の長は、承認した実験計画を<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。 5 <u>担当副学長</u>は、委員会から第5条第3項の具申を受けたときは、当該部局の長にその実験の中止等を命ずることができる。 6 (同 左) (実験実施後の報告) 第12条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により使用実験動物数、計画からの変更の有無等について当該部局の長を通じ、<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。 (施設等の承認等) 第13条 } (同 左) 2・3 } 4 部局の長は、承認した施設等の概要等を<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。 (施設等の廃止) 第16条 (同 左) 2 部局の長は、前項の届出があったときは、当該施設等の廃止について<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。 3 (同 左) (記録の保存及び報告) 第19条 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>2 部局の長は、飼養し、又は保管した実験動物の種及び数等について、所定の様式により年度ごとに<u>担当理事</u>に報告しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(自己点検・評価)</p> <p>第24条 部局委員会は、当該部局における動物実験の実施に関し、この規程への適合性に係る自己点検・評価を行い、その結果を<u>担当理事</u>に報告しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(実施規定)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 <u>担当理事</u>は、第5条第3項、第10条第4項、第12条、第13条第4項、第16条第2項、第19条第2項及び第24条の規定による報告を受けたときは必要な事項を<u>総長</u>に報告し、並びに第10条第5項の規定により実験の中止等を命ずる場合及び前項の規定により必要事項を定める場合には<u>総長</u>との協議を経て行うものとする。</p>	<p>2 部局の長は、飼養し、又は保管した実験動物の種及び数等について、所定の様式により年度ごとに<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(自己点検・評価)</p> <p>第24条 部局委員会は、当該部局における動物実験の実施に関し、この規程への適合性に係る自己点検・評価を行い、その結果を<u>担当副学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第27条 (同 左)</p> <p>2 <u>担当副学長</u>は、第5条第3項、第10条第4項、第12条、第13条第4項、第16条第2項、第19条第2項及び第24条の規定による報告を受けたときは必要な事項を<u>担当理事及び総長</u>に報告し、並びに第10条第5項の規定により実験の中止等を命ずる場合には<u>担当理事及び総長</u>との協議を経て行うものとする。</p> <p>3 <u>担当理事</u>は、第1項の規定により必要事項を定める場合には<u>総長</u>との協議を経て行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>